

この機会に資格を取得しよう！



大蔵村では、就職や仕事に役立つ資格又は免許の取得を支援するため、

経費の半分（上限１０万円）を補助する「資格取得支援事業」を実施します。

対 象 者：大蔵村に住所を有し、今後も引き続き村内に居住する意志のある満６５歳までの方
※国家公務員または地方公務員以外の者

対象資格：国家資格及び国家検定ほか、村長が認めたもの
詳しくは、役場産業振興課までお問い合わせください。
（ただし、自動車運転者のうち、普通自動車免許、自動二輪車免許、及び原動機付自転車免許を除く）
令和７年４月１日～令和８年３月３１日に資格・免許を取得した方が対象

対象経費：受講料（教材費を含む）、受験料、資格の登録料

補 助 額：上記対象経費の２分の１（上限１０万円）

手 続 き：下記の書類と申請者の印鑑を持参し、役場産業振興課で手続きしてください。ご不明な点がございましたら申請前にお問合せください。
①受験に要した経費を明らかにする書類（領収書等の写し）
②資格・免許を取得したことを証明する書類（合格通知書や免許証等）
③村の納税証明書（納税状況について閲覧に同意した場合は不要）
④学生証の写し（学生の場合）

問 合 せ：役場産業振興課 商工観光係（Tel 75-2105）
詳しくは、大蔵村ホームページをご覧ください。

